

医療情報取得加算の算定について

2024. 12. 1 松阪中央総合病院

当院では、オンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナンバーカードを保険証としてご利用でき、診療点数も以下のとおりです。

<初診> 1点

<再診> (3月に1回に限り算定) 1点

正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

※従来通り、健康保険証でもこれまでどおり受診可能ですが、令和6年12月2日より、現行の保険証は発行されなくなります。

※月に1回の保険証確認時には、保険証もしくはマイナンバーカードのどちらかを窓口へご掲示ください。

医療DXに関する取り組み

オンライン資格確認システムを通じて、患者さまの診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導を行う際に該当情報を活用しています。

マイナンバーカードをご提示頂くことで、健康保険利用の促進を行い、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

マイナンバーカードの利用メリット

マイナンバーカードでは以下の資格情報を直ちに確認することができます。

【 各種被保険者証 】

- ・健康保険被保険者証もしくは、国民健康保険被保険者証
- ・後期高齢者医療保険被高齢受給者証
- ・限度額適用認定証／限度額適用・標準負担額減額認定証

※限度額適用認定証／限度額適用・標準負担額減額認定証は事前に保険者に申請する必要がありましたが、当院ではマイナンバーカードをご提示いただくことで、申請しなくとも限度額が適用されます。

※世帯の中に収入申告をされていない方がいる場合は、各市役所窓口で収入申告が必要な場合がありますので、事前にお住いの市区町村役所へお問い合わせください。

※保険料の滞納がある世帯の方（短期証世帯の方）は、医療機関等の窓口で限度額適用認定証等を提示する必要があります。

※市町村の公費受給者証（子ども医療、心身障害者、ひとり親等）のオンライン資格確認はまだ対応できませんので、お持ちの方は今まで通り、紙面の公費受給者証をご持参ください。